

児童手当 認定請求 手続きのご案内

2023.3

児童手当とは

児童手当は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うお子さんの健全な成長に資することを目的として、お子さんを養育している方に支給しています。

お子さんが生まれたり、転入したときは、誕生日、前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に児童手当の手続きが必要となります。

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から受給資格が得られます。誕生日や転出予定日（異動日）が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から受給資格が得られます。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなります。

このような場合は、児童手当認定請求手続きが必要です

- ・ お子さんが生まれた場合
- ・ 市外から転入した場合
- ・ 高所得により、児童手当の支給を受けられなくなった方の翌年以降の所得額が所得上限限度額未満に下がった場合
- ・ ふたり親で、所得額が児童手当受給者よりもその配偶者の方が高い場合
- ・ 公務員を退職した場合
- ・ 養子縁組をした場合（再婚による配偶者のお子さんとの養子縁組を含みます。）
- ・ 単身赴任で海外に赴任していたが、帰国してお子さんを養育するようになった場合
- ・ 施設や里親に入所・措置されていたお子さんを養育するようになった場合
- ・ 海外で暮らしていたお子さんが転入し、養育するようになった場合
- ・ 離婚し、受給者と別居後、お子さんを養育している場合（離婚協議中の別居を含みます。）
- ・ 受給者が逮捕・拘禁や行方不明となった場合
- ・ 受給者が死亡した場合
- ・ 配偶者からの暴力のため、受給者と別居後、お子さんを養育している場合

児童手当は誰に、何のために支給されるのか

児童手当は、お子さんを養育している方に支給します。お子さんを養育している方が父母等、複数いる場合は、所得額を比べ、所得の高い方が「児童手当請求者（認定後は「受給者）」となります。

児童手当は、お子さんの生活の安定と健やかな成長に向けて使われるよう、お願いします。

- * 詳しくは、次のページにフローチャートがありますので、ご参照ください。
- * 市内在住の児童手当請求者が「公務員以外」の場合は狭山市こども支援課で、「公務員」の場合は「職場」で、それぞれ児童手当認定請求の手続きを行ってください。

児童手当 認定請求フロー

問1 中学生以下のお子さんと同居し、養育して（面倒をみて）いる。

はい

問2 お子さんを養育している人が複数いる。（例：子の父母）

はい

問3 前年の所得額が高いのは、子の父である。

はい

いいえ

子の父が児童手当請求者（認定後は受給者）となります。

子の母が児童手当請求者（認定後は受給者）となります。

子の親が児童手当請求者（認定後は受給者）となります。

いいえ

問4 児童手当請求者は、会社員等であり、「公務員」ではない。

はい

いいえ

公務員は、職場（勤務先）に児童手当認定請求の手続きを行ってください。

いいえ

問5 前年（毎年1月から5月までは前々年）の所得額が下表に掲げる①所得制限限度額、または②所得上限限度額未満に該当する。

* 所得額については、会社員の場合「源泉徴収票」、自営業の場合、「確定申告の写」等を参照してください。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	0人 (前年末にお子さんが生まれていない場合等)	1人 (前年末にお子さんを1人扶養している場合等)	2人 (前年末にお子さん1人と年収103万円以下の配偶者を扶養している場合等)	3人 (前年末にお子さん2人と年収103万円以下の配偶者を扶養している場合等)
①所得制限限度額	622	660	698	736
②所得上限限度額	858	896	934	972

①に該当する、または①は該当しないが、②は該当する場合

該当しない

児童手当の支給対象外です

児童手当に該当します。認定請求手続きを行ってください。

1 インターネット「ぴったりサービス」を利用する場合

- (1) マイナンバーカード
- (2) 児童手当請求者名義の振込先が分かるもの（預金通帳、キャッシュカード等）

2 市役所窓口で手続きする場合

以下の書類をご持参いただき、コピーをとらせていただき、そのコピーをいただきます。

- (1) 児童手当請求者名義の振込先が分かるもの（預金通帳、キャッシュカード等）
- (2) 健康保険証が次の健康保険組合に加入している場合、請求者の健康保険証

- | | |
|----------------|--------------|
| ・私立学校教職員共済組合員証 | ・国家公務員共済組合員証 |
| ・地方公務員共済組合員証 | ・日本郵政共済組合員証 |

児童手当 以下の要件に該当する場合は、申立書等が必要です

- 1 「児童手当請求者」と「養育している対象児童」が別居して（別々の住民登録地に）いる場合
→ 「監護生計同一申立書」の提出が必要です。
- 2 離婚協議中で夫婦が別居し、子の父または母が児童と同居、かつ養育している場合
→ 「児童手当等の受給資格に係る申立書（同居優先）」及び次のいずれかの書類の提出が必要です。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本 | ・調停期日呼出状の写し |
| ・家庭裁判所における事件係属証明書 | ・調停不成立証明書 |

- 3 父母、未成年後見人、父母指定者に養育されていないお子さんを養育している場合
→ 「監護・生計維持申立書（原本）」の提出が必要です。
- 4 児童に親権者がいない場合など、未成年後見者が申請する場合
→ 「児童手当の受給資格に係る申立書（未成年後見人）」及びお子さんの戸籍の抄本の提出が必要です。
- 5 父母が海外に居住し、お子さんの父母以外の方がお子さんを養育している場合
→ 「児童手当等父母指定者指定届（原本）」及び「父母の海外における居住証明証（翻訳書付き）」の提出が必要です。翻訳書は、第三者が翻訳を行い、翻訳者の住所、署名、押印、連絡先の記載のあるものに限りします。

6 お子さんが海外に留学している場合

※ 児童手当法に定める留学は下記の条件をすべて満たす必要があります。

- ① お子さんが日本国内に住所を有しなくなった前日までに、日本国内に継続して3年を超えて住所を有していたこと。（日本国内に住所を有しなくなった日の前日から過去6年間に、のべ3年を超えて日本国内に住所を有していた場合も含む。）
- ② お子さんが教育を受けることを目的として外国に居住しており、父母または未成年後見人と同居していないこと。
- ③ お子さんが日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内のものであること。

→ 「児童手当等海外留学に関する申立書」及び留学先の在学証明書（翻訳書付き）の提出が必要です。翻訳書は、第三者が翻訳を行い、翻訳者の住所、署名、押印、連絡先の記載のあるものに限りします。

児童手当 支給月額

お子さんの年齢	3歳未満		3歳以上小学校卒業前	中学生 15歳の誕生日*後の最初の3月31日まで
児童手当請求者の前年(1~4月に申請する場合は前々年)所得	一律 15,000 円	10,000円(第3子以降は15,000円) *第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育しているお子さんのうち、3番目以降の方をいう。		一律 10,000円
①所得制限限度額以上、 ②所得上限限度額未満にある方	児童手当特例給付として 一律 5,000円			
②所得上限限度額以上にある方	支給対象外			

児童手当 支給方法

原則として、毎年6月、10月、2月の10日にそれぞれの前月分までの手当を支給します。支給日が休日の場合は、直前の平日に支給します。

月分	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
支給日	6月10日				10月10日				2月10日			

【制度に関するお問い合わせ・手続き】

狭山市こども支援部こども支援課 電話 04-2941-3069(直通)